

CARE MANE PORT

京都

ケアマネ・ポート

CONTENTS

- 2 相談窓口設置について
- 3 メディケアレポート
- 4 会員へのインタビュー
- 6 ブロック活動報告
- 7 理事会報告
- 8 編集後記

VOL.

9

november 2002

相談窓口設置について

ケアマネポート第8号で「会員の除名ならびに相談窓口の設置について」を掲載させていただいたところ、早速会員各位からさまざまな質問や相談等をお寄せいただき、各役員で回答や相談に応じるといった対応をさせていただいているところです。中には非常に深刻なケースもあります。いずれにせよご相談いただくことによって問題が解決することが一番ですが、何らかの手助けとなれば幸いと考えております。

お寄せいただいたご相談の中で目立つのが、提供される訪問介護サービスが介護保険給付対象か対象外か、具体的には時間数及び算定区分についてです。例えば1日中利用者宅におり、あまりにも丁寧に掃除をするため時間がかかった、あるいは食事の用意に長時間かかったとして、提供票に記載された時間をオーバーしたので実績の変更を求めてくる、また、長時間の介護サービスの中で家事援助の比重が高いと思われるのに全て複合型で請求してくるといった内容です。

ここでの論点は訪問介護事業所の不当（不当請求→過剰請求、不正請求→架空請求）な請求なのか、あるいはケアマネジャーのアセスメント不足なのかということです。つまりほとんどが包括とっていい介護報酬の中で唯一時間という“出来高払い”である訪問介護の報酬を稼ぐための“時間稼ぎ”なのか、あるいはその利用者の自立支援のためには本来に訪問事業者の考えるサービス内容が妥当なのか、ということになります。両者の溝を埋めるためにはやはり多忙とはいえ、事前に十分なケアカンファレンスを行うことが必要

と言えます。

ところで居宅サービスは3年に1度、京都市内は京都府の介護保険室、京都市外は管轄保健所による実地指導が行われます。そこで利用者個々の実状を見て明らかに不当な請求と判断されれば返還を求められます。確かに保険給付対象サービスか否か、家事援助・身体介護・複合型の区分については基準があいまいで、判断に悩むことが多く、また、利用者個々の状態・環境によるので場合によってははっきりと区分することが困難なこともあります。

こういったことも含めてケアマネジャーが抱える問題や悩みを一つでも解決していくために京都府介護支援専門員協議会があります。本協議会が行うものあるいは各ブロックで行う研修等に参加して知識を積んでいただく、研修等を通じて他のケアマネジャーや他職種との連携をはかり相談先を拡げる、それでも解決できないような問題や、気安く相談できないような深刻な内容である場合は本協議会にご相談いただけたらと考えております。

なお、厚生労働省は各市町村にケアマネジャーから相談を受けるケアマネジャーとして“ケアマネジメントリーダー”の設置を考慮しており、現在京都府介護保険室と本協議会で京都府の実状に応じたケアマネジメントリーダー並びに介護支援専門員の支援策を検討しております。近い将来この制度が実現されますので相談先の一つとしてご利用下さい。

メディアケアレポート

介護給付費分科会情報

来年4月の介護報酬改定に向けて厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会は10月から審議を再開、各サービスの単価設定に向けて議論が始まった。

◆第14回（10月18日）

来年1月の介護報酬改定についての諮問・答申に向けて、今後の協議の進め方について議論した。報酬改定にはどうしても制度の見直しに関わってくるので、報酬と制度を一体的に議論すべきとの意見に対し厚生労働省は、法改正を前提とする制度見直しについては別の分科会を設け、来年にもスタートさせることとし、同分科会では報酬改定を優先させることへの理解を求めた。

また、日本医師会は、同分科会に「制度等に関連する内容についての意見」を提出。それぞれの時期が異なっている介護報酬改定、制度見直し、診療報酬改定を同時期に実施すべきとした。さらに要介護認定について費用や手間の効率化のため、「自立」を含めた現行の7段階から3段階程度にすることを提案した。しかし委員からは「等級が少ないほど差が大きいことへの不満が大きくなる」など不安視する意見が示された。

◆第15回（10月28日）

厚生労働省は、「介護保険施行後のサービスの課題と介護報酬見直しの方向」とする資料を示した。具体的には「在宅重視」を実現するため、リハビリを重視し、①在宅復帰につなげる施設内リハ②要介護度を悪化させない通所リハ③訪問リハを評価するほか、要支援・要介護者の「在宅生活の支援」として、居宅療養管理指導や通所介護を評価する方向性などが示されている。

施設サービスについては在宅復帰を可能にするサービスや居宅サービスとの連携を評価する考えも示された。

また、介護事業経営実態調査の結果が公表され介護保険3施設はいずれも黒字を確保したほか、4月末に公表された「概況調査」に比べて訪問看護の収支が好転している。3施設については特養、老健、療養型の順に黒字が多く、老健は規模にかかわらず概ね10%前後の黒字であるのに対し、療養型は規模と収支状況が比例し、50床以下では0.3%であるのに対し、81床以上では8.3%となっている。

報酬の議論については居宅介護支援と訪問介護が取り上げられ、居宅介護支援費についてはアセスメントやモニタリングなどが行われていないなど一定の水準に達していない場合は減算、一方他種類のサービスが組み込まれている場合は加算の対象とする方針が示された。新単価は示されなかったが利用者数、介護支援専門員数が一定の規模を有する事業を前提に単価を設定する考え。

一方、訪問介護は30分未満の単価を厚く評価し、巡回型による在宅生活支援を図る。

◆第16回（11月18日）

介護保険3施設が取り上げられ、物価や賃金が低下する状況で施設報酬の引き下げもやむなしとの支払い側の指摘に対しサービス提供側は、「好景気の時に診療報酬を上げようという提案をしたのか」（青柳日医副会長）と反発した。

また施設の機能分担として介護療養型は「入院患者の重点化」として医療コストがかかる介護度の高いものの評価、老健は在宅復帰や自立支援に向けたリハビリの評価、特養はユニットケアの評価、を重点的に考えて行くとした。

次回12月9日以降は詰めの論議が行われ、それまでに分科会長らで報酬の最終案を作成し、それをもとに意見集約される。

会員へのインタビュー

前号からはじめて会員へのインタビューを今回も掲載させていただきます。今回は、前号の川添さんと島本さんからのご推薦ということで、社会福祉法人京都老人福祉協会の三代修さんにお話を伺うことにいたしました。

編集員：本日はお忙しい中ありがとうございます。早速ですが、現在の三代さんの役職・仕事の内容から伺わせて頂きたいと思います。

三代：名刺には在宅事業本部部長となっていますが、内容は管理的な業務と法人内にいる20名のケアマネジャーからの相談にのったり、指導・教育を行っています。ですから、私自身はケースは持っていないのです。

編集員：では、本日は日頃、三代さんが20人のケアマネジャーさんから伺っている意見や要望などを代表して、ということをお願いいたします。最初は、訪問調査に関することを伺いたいのですが。

三代：よく聞くのが、対象となる方の状態と要介護判定における介護時間が合致してないということです。特に痴呆のある方など、「もっと手がかかるのに」と思ってもあまり介護時間に換算されないと言うことをよくうちのケアマネジャーは言っています。また、最近よくあるのが、1回目の認定結果と2回目の認定結果が、状

態がほとんど変わってないのに違って返ってくるというのです。結局、認定審査会に充分に特記事項が伝わっていないということだと思います。審査会のレベルにも問題があると思います。そういう私も審査委員なのですが……。

編集員：訪問調査以外では何かありますか？

三代：最近よく「行政の窓口でケアマネジャーの気持ちが伝わらない」ということを耳にします。「ケアマネジャーを単なる業者としかみていない」とかも。確かに以前に比べて、窓口の相談能力も落ちていますし、介護保険制度が始まるまではもっと行政のケースワーカーが外に出ていたように思います。別に外に出なくてもいいので、相談にくらいはのってほしいですね。介護保険だけでは解決しない問題もありますからね。

編集員：処遇困難ケースなど相談はありますか？

三代：ありますね。処遇困難というのは、困難なことの半分以上は、家族の方や周囲の方との軋轢ですね。調整してあげないと利用者も前に進むことができない状態になっていることが多いです。家族との調整も本当は大切な仕事なのですが非常に神経を使います。ケアプランの研修では本人

会員へのインタビュー

のことは書いてあるけど周囲のことが全く書かれていないというプランが多く、これではだめだと思います。

編集員：では、三代さんのところでは何か研修をされていますか？

三代：法人内では、2ヶ月に1回研修会を行っています。次は、住宅改修について勉強会を開こうと思っています。

あと、地域では、“伏見ケアマネジャー会議”と称して、京都府介護支援専門員協議会の伏見ブロックと伏見区長寿社会課とが主催して、2ヶ月に1回事例検討会を行っています。そこでは、本人のことだけではなく、周囲のことなども考えていくというような進行をしています。ただ、スーパーバイザーが不足しているので、問題の共通認識まではできるのですが、最終的な結論がでるまでにはいたらないのでそれが少し不満です。

編集員：参加者の反応はどうですか？

三代：みんな、「こんな集まりは久しぶりやなあ」って言って、特に介護保険制度が始まってこの業界に入った人や事業所で独りケアマネジャーの方などはとても喜んで下さっています。最終的には、ケアマネジャーが相談できる場所作りができればと思っています。

編集員：そういう場所では、どのような相談がありますか？

三代：事業所と利用者の間に挟まれて、自分はどちらがいいのか悩んでいる人も多いみたいです。中には、「ケアプランを何件持て」とかノルマを課せられたりとかもあるみたいです。

編集員：でも、何件とカウントしても内容はさまざまだと思うのですが、如何でしょう？

三代：来年度の改正も噂されていますが、ただ単に訪問して判子をもらったり、ただみんなが集まるだけでサービス担当者会議を開いたことにするというのもどうかと思います。訪問することは大切だと思いますが、何か縛り方が違うのではないかと思います。

編集員：そうですね。単独サービスだけでは居宅介護支援の報酬が安くなるなら、不必要なサービスをプランしてしまうことにもなりかねないような気がします。その辺、ケアマネジャーのモラルとオーナーのモラルを信じるしかないですね。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

本当は、もっともっと貴重なお話を伺ったのですが、紙面の都合上割愛させていただきました。インタビュー記事に対するご意見・ご質問がありましたら、京都府介護支援専門員協議会事務局までご連絡ください。

ブロック活動報告

◆京都市北ブロック

- ①11月30日の南ブロックと合同開催の施設ケアマネジャー対象の研修会について協議
- ②在宅ケアマネジャー向け研修会を2月に開催する方向で協議
- ③今後の研修内容について協議

◆京都市南ブロック

- ①北ブロックと合同開催研修会について協議
- ②今年度の活動方針、全体会の開催について協議

◆南山城ブロック

- ①今年度の活動方針の検討
- ②全体会（12月7日）の開催について協議
- ③アンケート調査の内容について協議

◆相楽ブロック

- ①成年後見制度に係る医師の診断書の作成依頼に関するアンケート結果報告
- ②地域福祉権利事業について事例を交えての説明
- ③介護報酬改定について説明
- ④介護サービス利用における「左京区方式」について紹介
- ⑤医療と介護の連携について説明

◆丹後ブロック

研 修 会

日 時：10月29日（火）18:30～21:30

会 場：アグリセンター大宮

内 容：①講演「介護支援専門員の主要な機能である連携を考える」

花園大学福祉学部社会福祉学科 福富昌城 氏

②居宅事例の展開（グループディスカッション）

※各ブロックから予算の10万円では不足するので増額の要望があり、理事会で検討の結果、各ブロックにおける年度末までの必要な経費を調査し、協議会全体の予算の範囲内で支出を検討することとした。

理事会報告

第4回理事会（平成14年10月7日）

I. 報 告

1. 介護サービス事業者の指定取消及び介護支援専門員の名簿からの消除について報告
2. 第3回、第4回京都府高齢者保健福祉計画等策定検討委員会の状況を報告
3. 第2回京都市介護保険等運営協議会の状況を報告
4. 京都府介護サービス評価検討委員会委員の就任について報告
5. 各ブロックの状況を報告
6. 「評価調査者養成研修会」へ参加できなかったことを報告
7. 京都市委託「ケアプラン作成指導研修」の事業計画を報告
8. 第2回近畿介護支援専門員研究大会の開催概要を報告
9. 平成14年度京都府介護保険指定事業者情報提供事業について報告

II. 協 議

1. 「ケアプラン指導研修」の実施内容について協議
2. 京都府訪問看護ステーション協議会「研修会」へのシンポジスト派遣を承認
3. 「都道府県介護支援専門員協議会との交流会」への出席を承認
4. 介護支援専門員協議会倫理規定について協議

第5回理事会（平成14年11月11日）

I. 報 告

1. 第5回京都府高齢者保健福祉計画等検討委員会の状況を報告
2. 介護保険施設の入所等に関する指針に係る会議の状況を報告
3. 京都市地域リハビリテーション協議会の状況を報告
4. 第2回身体拘束ゼロ推進委員会の状況を報告
5. 各ブロック活動を報告
6. 「ケアプラン作成指導研修」の状況を報告

II. 協 議

1. 後援依頼について
→①介護サービス事業者振興セミナー、②福祉用具・住宅改修研修ともに後援を承認
2. モデル評価機関の選定及びモデル事業所の推薦について
→1事業所を推薦することを承認
3. 介護支援専門員に対する支援策について
4. 介護支援専門員等活動支援相談窓口の設置に係る業務の受託について
→（3.4.あわせて）ケアマネジメントリーダー事業について協議
5. 介護支援専門員研修会の開催について
→開催を承認
6. 第3回近畿介護支援専門員研究大会の会場選定について
→1月17、18日 京都テルサで設定の方向
7. 図書の周知斡旋依頼について
→広告を会員に送付することを承認
8. 全社協からのアンケート協力について
→各ブロックで3件程度の事業者を選定し協力依頼することを承認

編集後記

昼食を摂る時間を惜しんで、ご利用者宅からご利用者宅へ移動する車の中で頬張るにはサンドウィッチは本当に便利な食べ物だと思います。

そのサンドウィッチも最近では、コンビニでかなりの売り場面積を占めるようになり、昔ながらのシンプルなものから、中にはホテルのランチメニューになりそうなものまであり、バリエーションも豊富になりました。

おそらく、パンに大差はないのですが、中に挟まれた具材によって、シンプルになったり、豪華になったりするのでしょうか。

利用者と雇用主、利用者とサービス事業所、保険者と事業主、利用者と家族、私たちケアマネジャーはいろいろな間に挟まれて活動しています。時に押しつぶされながら……。

でも、介護保険制度の中には、間に挟まれた私たちケアマネジャーが主張していかなければ上手くいかないことがたくさんあります。自己主張をして存在をアピールして、制度を守っていかなければ介護保険は良い方向

へは動いていかないといっても過言ではないと思います。

時にはシンプルな具材に、時には豪華な具材になりながら、パンとパンの間でその存在を自身をもって主張していきましょう。もしも、パンとパンの間で押しつぶされそうになったら、京都府介護支援専門員協議会事務局までご一報ください。

編集委員 吉良 厚子

協議会からのお願い

- ◆勤務先、自宅等届出事項に変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡下さい。
- ◆ケアマネ・コム（協議会ホームページ）への登録は随時受付しています。パソコンのメールアドレスをお持ちの方は事務局までお知らせ下さい。
- ◆制度、報酬等についての質問も歓迎します。お気軽にお寄せ下さい。（ただしFAXまたはメールでお願いします。）

京都ケアマネ・ポート「9号」

2002年11月30日 発行

発行人

上原 春男

編集人

宮坂 佳紀

発行元

京都府介護支援専門員協議会

（連絡先）

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7F

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail : kyotocaremane@aol.com